



審議をいたしました。その上で地区

お聽かせを願ります。

十七日

の答申もやはり会員制度を採用すべきであるということになつておるのであります、これは利害得失若干それど見方があると思いますけれども、取引所を株式會社にいたしますと、株式會社それ自體が、營利會社でございま

を定めると、いうことにならうかと思ひます。たゞ、地區を具體的にきめます場合に、地方におきまする有價證券の流通の狀況、あるいは交通の狀況、そういうものをよく考え合わせまして、將來證券の民主化ということにつきまして、十分取引所がその機能を發揮得るよう心組みのものとに、その地区がきめられるということにならうかと思ひます。たゞ具體的にいかなる場所に取引所が設けられるかということにつきましては、取引委員會の御決定によつてきめられて行く。かように考えておられます。

券取引所が自動的にきめる問題であります。たゞ政府といたしましては、それが汽船令違反等になりました場合において、監督権限を発動するという仕組に相なつておるわけであります。

○増田委員 會員といふものは何人いらっしゃることは別にありませんか。無制限ですか。

○岡村政府委員 會員の數等につきましては、取引所の定款などにおきまして、ある一定の制限を設けるという考え方であります。たゞその制限の仕方が非常に窮屈で、その地方の證券取引の圓滑を阻害するというようなことが政府として考えられますならば、その定款を制定いたします際、あるいは定款の変更をいたします際に、定款の内容について審査をいたして、設立の免許とか、あるいは定款届出書の認定を厚生省に提出する、審査を厚生省に提出する

○岡村政府委員　會員組織の取引所  
おきましては、會員相互の信認とい  
ことが基本になつておりますので、こ  
の會員となる資格のあります者の中  
おきまして、おのづからお互に會員  
組織の取引所をやつて、いこうというう  
の數が自然に限定されてくるのではないかと  
いたよります。先ほど申しあげ  
たように、その數はあくまでも自  
的にきめるべき問題であります。が、  
だ公益的な立場、あるいは投資家保護  
の立場からいたしまして、その人數を  
極端に制限し、あるいはそのためで  
便を來すことのないようないふ方針  
から、政府といたしましては監督をして  
いくべきものである。かようによ  
考えております。

○増井委員　そういたしますと、會員  
組織になつていくことはよいと思いま  
すが、有價證券の取引というものは、  
一夜にして数百萬の相場の動きがな  
る。こういうときにおきまして委託手  
引所の會員よその負擔となるであ  
る。ある會員に委託したために、その兩

○岡村政府委員　會員組織の取引所  
おきましては、會員相互の信認とい  
ことが基本になつておりますので、こ  
の會員となる資格のあります者の中  
おきまして、おのずからお互いに會員  
組織の取引所をやつていいこうという  
の數が自然に限定されてくるのでは  
いかと考へております。先ほど申しま  
したように、その數はあくまでも自  
的にきめるべき問題でありますか、  
だ公益的な立場、あるいは投資家保護  
の立場からいたしまして、その人數を  
極端に制限し、あるいはそのため不  
便を來すことのないようにといふ方策  
から、政府いたしましては監督をして  
いくべきものである。かよう  
考えておられます。

に納めるわけでございます。その會員信認金につきましては、委託者が第一順位の優先權をもつということになつておられます。從来は取引所が第一順位の優先權をもつということに相なつておつたのでござりますが、今回は委託者を第一順位といたしまして、第二順位の優先權者といたしましては、他の會員、すなわち取引の相手となりました會員が第二順位の優先權を有するということにいたしたわけであります。しかもこの會員信認金は、實際問題といたしましては、最初に會員となります際に納めました金額のほかに、爾後、取引高に応じまして會員から一定の金額を積立てさせまして、その金額を毎事業年度ごとに會員信認金の中に繰入れていくというような方法にてりまして、その造成をはかつていく。これによりまして會員の資產信用の基礎を強化いたしまして、ひいては委託者の保護に十分な擔保を提供しようとする、いふやうなことも考えてある次第でございます。取引所が賠償制度を自分でして知らないということにいたしましたのは、從来この賠償制度を取引所がどりますと、會員が自制をしないで、いわば取引所に頼り過ぎまして隨分放漫な恩恵取引をやる、いふやうな弊害がみられたのでござります。そのためには、會員あるいは取引員の素質信用といふものが切磋琢磨によつて向上すると、いうことが比較的阻まれておつたかのように考えられるのでございまして、この點會員の自覺といふものを促す意味におきまして、そうしてまたお互にその信頼關係によりまして堅實なる賣買取引を行わせるという意味におき

まして、むしろ取引所に賠償責任を負わせないという制度の方がより適當であるといふに考へられるのでござります。アリメカやイギリスなどにおきましても、この會員組織の取引所においては、取引所が賠償責任といふのは負わないという建前になつておきまして、そういう他國におきまする制度をも十分考へ合わせまして、かような建前に今回はいたじたのでござります。

この届出を受理しました日から十日後でなければこれを実施してはならぬ、十日経ては自動的に設置ができる。そしてその十日の期間内に政府が一應審査をいたしまして、もし届け出た事項の中に適當でないと認めるものがありますときは、その実施を停止する命令を發することができます。かような扱いになつておりますが、要するに支店、營業所、代理店の設置といふことは、こういう法律の精神——届出制度といつましした精神に照らしまして、從來よりも非常にゆるやかになつた。従つて事實問題としても相當支店、代理店等の設置が行われるのではないか。かように考えております。それでそくした證券業者としての支店、代理店等ができました場合において、會員としての業務をそういう店に扱わせることができるとどうかという問題は、法律の第六十四條に規定がございまして、その第二項におきまして、本店以外の營業所すなわち支店とか出張所あるいは代理店をして、有價證券市場における賣買取引の受託の取扱をなす場所としよろとするときは、會員はその自分の屬しております證券取引所の承認を受けなければならぬ。こういうことになつておりますと、言いかえて申しますれば證券取引所の承認を受ければ、自分の支店や營業所代理店といふようなものをして、お客様からの注文の受託の取扱をさせることができます。こういう建前になつておるわけでございます。つまりこれは取引所の自治に委ねまして、自由闊達にそういう仕事ができるようになつたわけがございます。従つて今後は從來よく見られました地方の業者が法令違反

取引代理というような行爲をやること  
が比較的少くなつてくるではないか。  
全然ないことを期待しておるわけであ  
りますが、そういう法令違反をやる必  
要が比較的少くなつてくるというよう  
に考えております。

○杉田(麿)委員 第七十九條の、委員  
會の構成について伺いたいと思いま  
す。この條で、委員三名という定數が  
指定されてございますが、それに對し  
て、この委員の任期三年とは、この任  
期三年とは、この任期の條項より勘案  
いたしまして、より民主的な運營をさ  
していくには少し數が足りないのではないか  
と思うのでございます。大體五  
人または七人くらいに殖やす意向はござ  
いませんか。お伺いいたします。

○北村政府委員 お答え申し上げます  
。性質が違いますからたとえよろが  
少し悪いかもしませんが、たとえば  
普通の會社などで、常務取締とか事務  
取締とかいうものは、そなたくさんな  
い。一人か二人のわけであります。一  
般の今までの委員の考え方でいいます  
と、日本では委員というものはあまり  
も、むしろ仕事のやり方から申します  
と、これは専務取締とか常務取締とい  
つたような、當時そこにおいて専門に  
一緒になりやすいのでありますけれど  
その仕事をやる。こういふらな委員  
なのであります、これは性質が違  
つたから私のたとえがまずいのです  
が、常務取締、専務取締といったよ  
うなものに考えていたとしていゝのでは  
ないかと思います。そういうふうに考  
えていたりますと、三人の數は決し

て少くない。それから取引所の仕事を御承知の通り非常に速度を要する仕事をありますて、だら／＼と会議などを開いてやるわけにいきません。敏捷に事を處理していかなければならぬ。そういう場合には五人とか七人とかいうことになると、なか／＼人も揃いくらい。三人ぐらいできび／＼仕事をやつしていくといふことが取引所本来の性質から考えまして、また速度を要するということから考えて適當である。こういうふうに考えました。たゞしかし三人と申しますのは、これは法律に規定がございまして身分の保障をして、真正にその仕事専門にかゝつてやつていく。こういうことでありますから、これは相當人格者であり、殊に右に對して経験をもち、實際的にもそういう仕事に對して十分成績をあげうる人を選んでいたゞく。こういうことにしたのであります。從つてこれを五人あるいは七人にするという意思はありません。原案の通り三人でやりたい。こういうふうに考えておるわけであります。なおこの委員ができますと、恐らく委員會は一般の民衆の聲を聽いて、大衆の「投資に十分なサービスができるよう」に公聽會を開くとか、その他いろいろな民主的の方法によつて仕事の運営上参考にいたすようになります。

○岡村政府委員 今までの株屋さんと  
言われております者の中には、いろ  
いろの業種が含まれておるかのよう  
に思われますが、この法律で申しますな  
らば、證券業者とそれから證券業者の  
一部がいたします證券取引所の會員と  
いう二つのものにならうかと思いま  
す。證券業者になりますにつきまして  
は、この法律によりまして政府の免許  
を受けなければならぬということに  
なつております。證券取引所の會員と  
して證券業者の仕事のみを行  
なして自由に勝手をなさざ  
くして、證券業者と同じように免  
許證業といたしておる者としまさざ  
す。それから證券取引所の會員となり  
ますことにつきましては、從来日本證  
券取引所の時代でもそうでありました  
し、その前の株式會社組織の證券取引  
所の時代においてもそうでありました  
ように、取引員となりますことについ  
て政府の免許を受けたのでござります  
が、今回は會員組織にいたしました當  
然の結果といたしまして、政府の免許  
はいらないで、證券取引所自體が會員  
として加入することを認めれば、それ  
で會員となりうるということを建前に  
いたしました。たゞ先ほど來申しまし  
たように、會員たる資格を法律上缺く  
ような者につきましてはそれゝこれ  
を除名するとか、あるいは場合により  
ましては營業停止をいたさせるといふ



で、神宮のお守をしながら食糧増産に挺身したい、こういう熱烈な希望をもつておることを聞いておるのでありまするが、かくのごとき要望に對しましては勅令の第一條第八號、公益事業のため使用する土地ということをできるだけ廣く解釋をして、その要望にこたえるようにしていただきたいと思うのでありまするが、かくのごとき國民の熱情からわきました伊勢神宮の境内地あるいは保管林というような場合には、一つで見るだけ廣くこれを解釋をして、その要望にこたえるようにしていただきたいと思うのであります。それに對する政府の御方針いかゞございましよう。

加えまして、今御指摘になりました御要望にこたえるように、十分審議を加えてまいりたいと思います。かような考えでいる次第であります。

○左藤委員 農林當局に、本法律案の趣旨は、社寺等の既得權を元にかえすということが根本のようではあります、保管林もやはり境内地と同じく上地でありますから、本来は全部かえすべき立場のものである。それがいろいろな理由によつて、こういうふうに制限されたのである。本来の趣旨につきましては農林當局も御同感と存ずるのであります、いかゞでございましよう。

○中尾政府委員 お答えいたします。保管林のうちで、社寺の宗教活動を營むに必要な区域は、本法によりまして社寺に譲與することになるのであります。が、その他の区域は、社寺のその他区域を譲渡いたすことにいたしますと、社寺の収益目的に供する土地を譲りまする政教の分離の趣旨に反するものと考えられますので、御趣旨のよう全部を渡すことはできないこととなつております。

○左藤委員 その點につきましては、憲法委員會においてもいろいろ私ども質問をいたした點でありまして、憲法が効力を發生するまでに、從來の既得權の問題を解決するという趣旨で、特にいそがしい中に本議會に本法律案が提出されたのであります。根本の精神につきましては、やはり既得權を社寺にかえすといふことの精神は、政府においても十分御諒解になつて、今後のお審査會等を運用していただきたいと

思うのであります。農林當局が社寺から取上げて國家として森林經營をしなければならぬというのは、どういうことが一體その理由でござりますか、どういふことでそれが國家に都合がよいのか。ぜひ農林當局が社寺のものを取上げて直接森林經營をなさらうとする、その理由をひとつ伺いたいと思ひます。

○中尾政府委員 御質問の點につきましてはいろいろ政府におきましてもそれを慎重に研究もいたしましたのであります。ですが、先刻も申し上げました通りに、新改正憲法の趣旨を考えますと、どうしても全部を譲與するということはできないのであります。森林經營の面から申しますと、大面積の保管林につきましては、これは現在の木材の需給その他の點から見まして、國有林として經營する必要があるのであります。たゞ保管林につきましても、小面積のものにつきましては、森林經營上必要だということは斷定的に申し上げられませんけれども、先刻も申し上げましたよなこの憲法の趣旨に副いまして、どうしても全部を返還するとするべく、どうしても全部を返還するということはできないと思います。

○左藤委員 國家の木材需給等のお話でございましたが、先日の都新聞でありますか、地主等の土地を取上げて、るときには、社寺等に保管林を残す必要はない。そういうものは丸裸にして、その木を伐つて、戦災者等の住宅にわけたらい。こういうふうな非常な行為が含まれまするならば、本法の精神と相背馳するものだと思うのであります。どこから出た記事か存じ

ませんか、私はこういうことにつきましては、もう少し道義の根本である社寺に理解のあるお取扱いを願いたいと思います。たゞ、農林省當局はいかにお考えになりますか。

○中尾政府委員 たゞいまお尋ねの新聞記事は、あれは政府といたしましては全然考慮していない問題であります。たゞ、一、二の人が研究しておつたのが漏れたのか、盗まれたのかわかりませんが、誤報されたものと考えます。

○左藤委員 勅令等二に、國土保安あるいは森林經營の上から國が必要ありと認めた場合には國有として存置するところですが、實際上は五十町歩、百町歩くらいのわずかなものを國家が取上げて、はたしてこの目的に副うかどうか。從来社寺はたゞ單に收益とか、そういうことはなしに、信仰の面から山林を護つてきましたので、非常にうまくいった。それが國土保安にも森林經營にも非常に役に立つておる。それなすさんだ官僚式な經營よりは、はるかにこの目的にかなうと思うのですが、そういう點で保管林制度は一應解除いたしましたが、何か信仰のトカラ寺についてお考えにならないで、もう少し精神的な立場から、昔の人がほんとうに山を愛し、木を愛する、そういうふうに社寺についてお考えにならぬで、お考へするようにしていくお考へがないかどうか。たゞ單に收益上というふうに財持、それを宗教的に考えて、私は

の問題を虚置していく方が、はるかに國土の保安にも、森林の經營にも、非常に有利じやないかと思いますが、その點につきましては、これは今後の審査會の運營等にも關係いたしますので、當局の御意見を承つておきたいと思ひます。

○中尾政府委員 たゞいまお尋ねの治水上必要な所とか、あるいは寺社の尊嚴を保持するためには、必要な森林、これは宗教活動を営むために必要な土地といたしまして、調査にあたりましては、お話のようなことを相當考慮いたす考まであります。なお保管林としての面積は、少少でありますまでも、大體周囲は國有林につながつてゐる箇所が多いと存じておるのであります。それらの隣接の國有林地と考え合わせまして、森林經營上どうしても必要なところは國でやるようになるのでありますけれども、保管林のうちで、たゞいままで社寺において植栽をいたしましたものにつきましては、これは一定期間、内に申請のあつたものについて、部分林として取扱つていくことに相なつております。

○左藤委員 國土保安、森林經營上特に必要あるものは國有として存置されるのであります。ある政黨などでは、御料林その他、全部國有のものを拂い下げて、それを國家の財政の基礎にあてようといふ御意見があるのであります。これがただだけの沿革をもつた保管林を、國家がどうしても必要だといふ信念をもつて一旦國有にされたなら、將來いかなる變遷があつても、それを再び他の方面に賣り渡すようなことをされないように、絶対に保護しておきたいと思う。もし萬一

○中尾政府委員　國有林の拂下げ問題  
　　賣り拂われるような場合には、本法の精神を受継いで、社寺に優先的に拂い下げるといふ、將來のことにつきまして、ひとつの責任のある御聲明をいただきたいと思います。

につきましては、先刻もちよつと申し上げましたが、木材の需給關係——あ

る特殊材、また繊維用途材の需要の關係からいたしまして、どうしても相當面積の國有林を必要とするのでありますして、その國有林を、たとい地元町村

○主催委員　たゞいま御馳走の折下  
げのお話がございましたが、その場合、  
に、質問はもとえもどりますが、伊勢  
神宮の話をしたのでありますか、そうち  
いうような信仰に結びついたものに  
は、優先的に信仰と一体になつて解決  
せられるよう、特に要望しておきま  
す。これは憲法委員會で私も質問をい  
たしたのであります。今日の日本の  
いろいろな行き詰つた最も深い原因  
は、國家があまりにも宗教を軽んじた  
ことである。今後あらゆる部面の基礎  
として、もつと宗教が活きた働きをし  
なければならない。その點におきまし  
て、本法律案でも、社寺がたゞ單に何  
か収益のためにやる、憲法に抵觸する

寺本來の活動をする道心のうちに、おらずから生ずる衣食の問題であるといふ點から、政府がたゞ憲法に觸れるか觸れぬかと、いふことで消極的でなく、積極的に私は憲法を生かして——権益満足に申しますれば、できるだけ事勿れで狭い範圍に制限をしようというのでなしに、宗教の生きた働きをするために必要なものに對しては——法律については私はいまさら修正意見等は申しませんが、實際に適用する場合の精神において、特に審査會の心構えにおいては、受身の立場でなしに、もつと宗教界に温かい、宗教の活動をほんとうに精神的に援助していくといふ氣持で、本

いのでござります。その場合に社寺に貸すことができるかどうか、という問題は、一般に會計規則においても、直接に繕故のあつた物件については、これを随意契約によつて貸したり賣つたりすることができるようになつておりますので、この場合もそういう取扱いをやつしてかかるべきだと思います。社寺例に一轍に認められない取扱いを特にすることは、憲法の新しい規定からいふことは、適當でありませんけれども、一般にも認められることを社寺側にも認めることは差支えないと存じますので、さように取計らつていきたいと考えます。

して経費をたくさん使つてやることでもなればもつと早くできますが、ような國家財政の弊でないときであますから、この臨時的な仕事のために多數の人員経費をかけて處理することはむづかしいので、現在認められる人員経費においてできるだけ速やかにやりたいと考えております。

○大谷委員長 次に、境内地分審議會は中央及び地方におくことになつておりますが、中央の審査會にかけるものと、地方の審査會にかけるものは、どんなんふうにして区分をいたさるか、お伺いいたします。

○加藤政府委員 従来社寺境内地審議會は中央だけにありますものを、速かにこれを處理するという考え方から

す。要するにこの中央でかけるもの  
相當大きな面積であり、また特別に  
いろいろと比較検討の必要があると認  
られるものを中央でやりたいと考え  
おります。以上申し述べたもののに  
いては、これを地方の財務局にある  
方審査會において審査をしていくよ  
うにしたいと考えております。

○大谷委員長 最後に文部當局にお  
いします。この法案は國家が新憲法體に  
力發生前における最後の宗教團體に  
する既得權を認められた法律であります。  
ついてはこの親心ともいべき  
權により得たる取扱いに對し、主管  
が宗教法人の目的に對して長く保管す  
る責任があると思ひます。がもしも  
の關係する少數の者によつて賣却等  
結果を生じて國家の親心を無視する

かりに、といたりに、相當大きな面積であり、また特別にいろいろと比較検討の必要があると認められるものを中央でやりたいと考えております。以上申した以下のものについて、これを地方の財務局においては、これを地方の財務局において審査會において審査をしていくよにしたいと考えております。

○大谷委員長 最後に文部當局においては、この法案は國家が新憲法力発生前における最後の宗教團體する既得権を認められた法律であります。ついてはこの親心ともいふべき権により得たる取扱いに對し、主管者が宗教法人の目的に對して長く保管する責任があると思ひます。もしもこの關係する少數の者によつて賣却等の結果を生じて國家、親心を無視するになりますれば、宗教團體法の廢せられました今日、文部省の監督権なくなり、はなはだ放漫になりやすましましては、これらに對して何か対をお考えでありますようか、承つておきたいと存ります。

○福田政府委員 たゞいまの質問はこの法律によりまして譲與または賣いました國有財産に對しまして、將主管者あるいは二、三の者が勝手に分するという場合にどうするかといふ尋ねでござりまするが、御承知の如く宗教團體法の當時におきましては、神社はございませんが、寺院の不動を處分いたします場合には、必ず地長官の認可を得なければならぬよしに宗廟團體法の當時におきましては、な仕組になつておつたのでございす。しかしながら宗教團體法が廢止されまして、新しく宗教法人令が制定されたわけであります。この間におき



衆議院事務局

印刷者 印刷局

昭和二十二年五月十日發行